

約款

インターネット申込特約



特約条項

インターネット申込特約

(2020年3月23日制定)

第1条<特約の適用範囲>

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者がインターネット（電子通信機器による電気通信回線をいい、情報処理機器等の通信手段を含みます。以下同じ。）を通じて申込む場合に、主契約に付加して適用します。
- 2 この特約を付加する時には、保険契約者と被保険者は同一人であることを要します。

第2条<この特約を付加した保険契約の取扱>

- 1 会社は保険契約の申込の諾否を、インターネットを通じて保険契約者に通知します。なお、会社はインターネットによる通知に代えてその他の方法を用いる場合があります。
- 2 主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の<保険契約者の住所の変更>の規定の適用にあたっては「住所」を「住所または通信先（電話番号および電子メールアドレス）」に読み替えます。
- 3 主約款の<告知義務>の規定の適用にあたっては「告知書」を「インターネットにより表示した告知画面」に読み替えます。

第3条<特約の解約>

主契約が解約される場合を除き、この特約の解約は取り扱いません。

第4条<主約款の規定の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。